

ふるさとの道・みんなの水辺サポート推進事業

地域の皆さんが県管理の道路、河川、海岸で定期的に行う清掃・草刈り・植栽帯の花植えなどの美化活動を支援します。

	ふるさとの道サポート	みんなの水辺サポート
対象	100 m以上（県管理道路）※植栽帯は制限なし	100 m以上（県管理河川・海岸）
支援方法	年1回以上の美化活動 補助金制度（現金支給）：年間上限 30,000 円	
支援内容	1. 美化活動に必要な経費の補助 ※対象物品には制限があります。詳細は県のホームページをご覧ください。 ※補助金の受取には対象物品を購入した領収書が必要となりますが、飲料代については領収書は不要です（参加人数×150円）	
	 ◀「ふるさとの道サポート 推進事業」ホームページ	 ◀「みんなの水辺サポート 推進事業」ホームページ
問い合わせ先	大隅地域振興局建設部建設総務課管理第一係 ☎0994(52)2175	大隅地域振興局建設部建設総務課管理第二係 ☎0994(52)2176

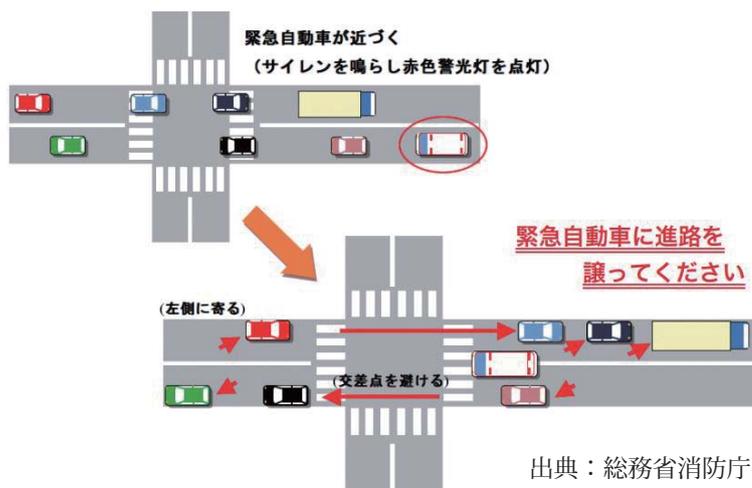
東部署だより

消防車や救急車の 緊急走行に対する御理解と御協力を

《緊急自動車の優先》

道路交通法第40条

- 1 交差点、またはその付近で緊急自動車が接近してきたとき車両は交差点を避けて、道路の左側（一方通行で左側によることが緊急自動車の通行を妨げる場合は（右側）に寄り一時停止しなければならない。
- 2 交差点、その付近以外の場所で緊急自動車が接近してきたとき車両は、道路の左側に寄って緊急自動車に道路を譲らなければならない。



出典：総務省消防庁

※ 緊急走行時にサイレンを鳴らすことは、法律で義務付けられています。夜間の緊急走行時のサイレン音に対し、付近のみなさんの御理解をお願いします。

消防署からのお願い

- 1 緊急車両がサイレンを鳴らして近づいてきたら、周囲の状況にも注意して速やかに進路を譲ってください。
- 2 交差点付近を運転中の自動車は、交差点内を避け、道路の左側に寄り停車してください。また、死角ができる可能性がありますので、曲がり角等には停車しないでください。
- 3 自転車や歩道のない道路などを歩いている人はできるだけ道路の端に寄るなどして、速やかに進路を譲ってください。
- 4 傷病者の状態（振動を抑え安静に保つ必要のある骨折や脳疾患の人）によっては、速度を落として走行する場合がありますので、御理解と御協力をお願いします。
- 5 道路状況によっては、対向車も左側に寄るようにしてください。
- 6 消火栓や防火水槽付近には車を駐車しないでください。

【問合せ先】 大隅肝属地区消防組合 東部消防署 ☎0994(63)5499

東部署だより